

[参考資料] 限定提供データについて

令和3年12月20日

経済産業省 知的財産政策室

不正競争防止法平成30年改正の背景

- 「Connected Industries」を実現するためには、付加価値の源泉となる「データ」の利活用を活発化することが必要。
- そのため、データ提供への動機付け、契約の高度化支援、安心してデータを取引できる環境整備、関連技術の研究開発、人材育成など、各般にわたる施策を一体的に推進。

データの共有・利活用

- データ活用事業者の認定制度の創設、税制等による支援
- リアルデータをもつ大手・中堅企業とAIベンチャーとの連携によるAIシステム開発支援
- 自動走行、ヘルスケア等の実証事業を通じたモデル創出・ルール整備
- 「データ契約ガイドライン」の改訂
- **安心してデータの提供・利用ができる環境の整備（不正競争防止法改正）**

日本の強みである「リアルデータ」を核に、支援を強化

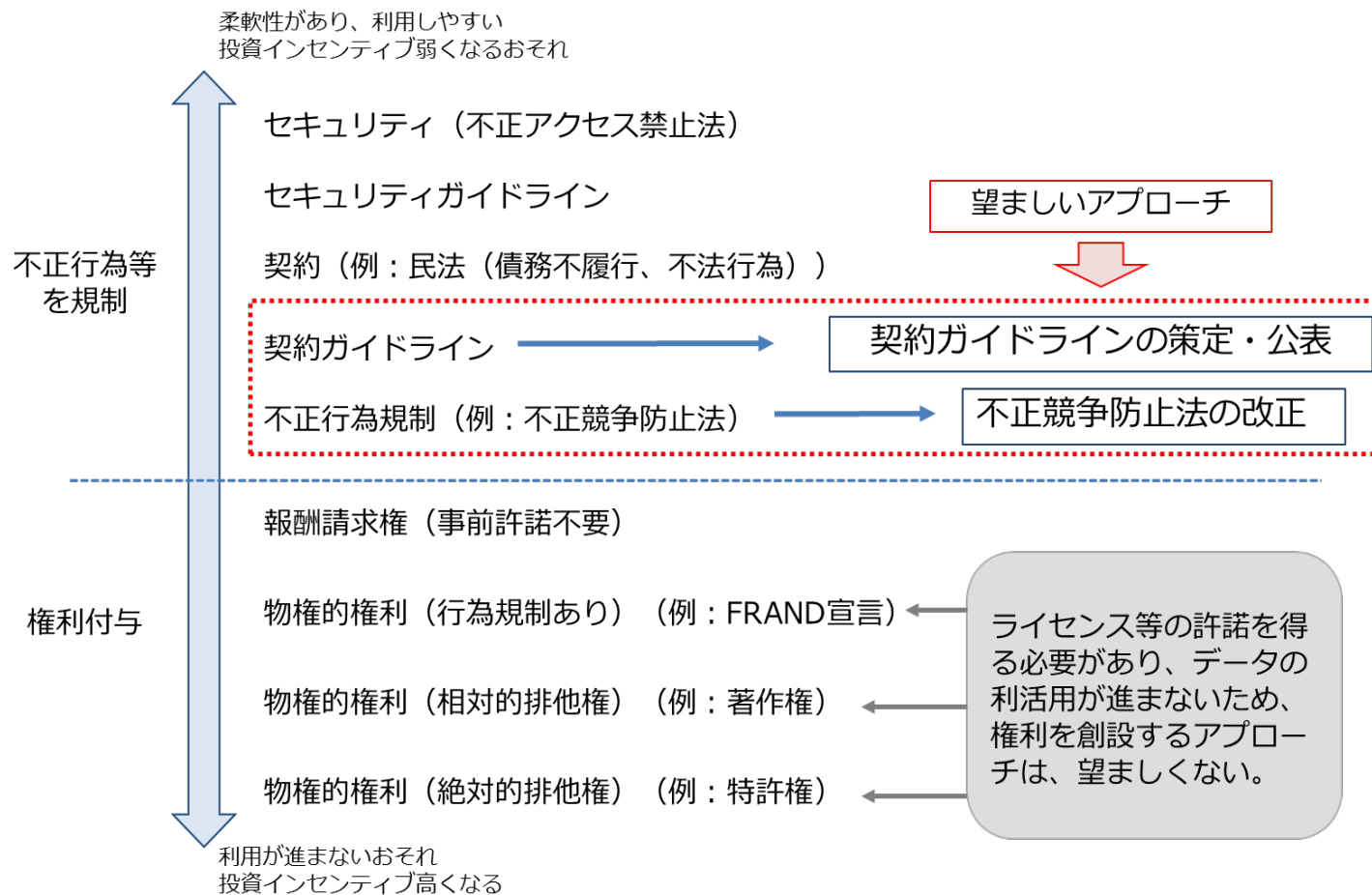
データ活用に向けた基盤整備
＜研究開発、人材育成、サイバーセキュリティ＞

さらなる展開
＜国際、ベンチャー、地域・中小企業＞

- ◆ 知的財産戦略本部 検証・評価・企画委員会 新たな情報財検討委員会 報告書（抄）（平成29年3月）
 - ・ 利用を拒否することができる排他的な権利として物権的な権利を設定することについて、現時点では望ましいとは言えない。
 - ・ 価値あるデータの保有者及び利用者が、安心してデータを提供しかつ利用できる公正な競争秩序を確保するため、新たな不正競争行為の対象となる行為や保護対象となるデータについて、先端ビジネスや事業に及ぼす影響に留意しつつ、産業の実態を踏まえ、具体的に検討を進めることが適当。
- ◆ 「未来投資戦略2017」（抄）（平成29年6月9日閣議決定）
 - ・ 安心してデータをやり取りでき、データの創出・収集・分析・管理などに対しての開発等の投資に見合った適正な対価を得られる環境を整備するため、データの不正取得の禁止など不正競争防止法の改正も視野に検討する。

(参考) 知財本部「新たな情報財検討委員会」(2017) の議論

- 「価値あるデータ」の知財制度上の位置づけ及び保護のあり方について検討。
- 利用を拒否することができる排他的権利として物権的な権利を設定することについて、現時点では望ましいとは言えない、との結論。その上で、当面の保護のあり方として、「**①契約ガイドラインの策定+②行為規制アプローチによる不正流通の防止策の手当**」を講ずるべきとの方向性を示す。



改正等に係る検討経緯

- 平成28年12月より、産業構造審議会「営業秘密の保護・活用に関する小委員会」及び「不正競争防止小委員会」において、合計15回の審議を行い、平成30年1月19日に中間報告を策定・公表。
- 第196回国会にて、「不正競争防止法等の一部を改正する法律」が成立し、平成30年5月30日に公布。

【検討経緯】

- 平成30年5月23日
第196回国会にて、「不正競争防止法等の一部を改正する法律」が可決・成立
- 平成30年5月30日
「不正競争防止法等の一部を改正する法律」が公布
- 平成31年1月23日
「限定提供データに関する指針」公表
- 令和元年7月1日
「限定提供データ」に係る事項 施行

【不正競争防止小委員会 委員】（敬称略・平成30年11月時点）

岡村 久道	京都大学大学院 医学研究科 講師、弁護士（委員長）
相澤 英孝	一橋大学大学院 国際企業戦略研究科 教授
池村 治	日本経済団体連合会 知的財産委員会 企画部会委員 味の素株式会社 理事 知的財産部長
大水 眞己	日本知的財産協会 常務理事 富士通株式会社 法務・コンプライアンス・知的財産本部 本部長代理
久貝 卓	日本商工会議所 常務理事
河野 智子	ソニー株式会社 スタンダード&パートナーシップ 部 著作権政策室 著作権政策担当部長
近藤 健治	トヨタ自動車株式会社 知的財産部長
末吉 亘	潮見坂綜合法律事務所 弁護士
杉村 純子	日本弁理士会 第4次産業革命対応ワーキンググループ 座長 プロメテ国際特許事務所 代表弁理士
田村 善之	北海道大学大学院 法学研究科 教授
長澤 健一	キヤノン株式会社 常務執行役員 知的財産法務本部長
野口 祐子	グーグル合同会社 執行役員 法務部長、弁護士
林 いづみ	桜坂法律事務所 弁護士
春田 雄一	日本労働組合総連合会 経済政策局長
水越 尚子	エンデバー法律事務所 弁護士
三井 大有	東京地方裁判所 判事
宮島 香澄	日本テレビ 報道局解説委員

「限定提供データに関する指針」策定の経緯

- 「**限定提供データ**」に係る「不正競争」について、「各要件の考え方、該当する行為等の具体例を盛り込んだ分かりやすいガイドライン」を作成すべきとの審議会の指摘等を踏まえ策定。
- 産業界、有識者等から構成された「不正競争防止に関するガイドライン素案策定WG」において素案を作成し、不正競争防止小委員会の審議、パブリックコメントを経て平成31年1月23日公表。
- 本指針は限定提供データの定義や不正競争に該当する要件等について、一つの考え方を示すものであるが、法的拘束力を持つものではない。

【不正競争防止に関するガイドライン素案策定WG 委員】（敬称略・平成30年11月時点）

田村 善之	北海道大学大学院 法学研究科 教授（主査）
浅井 俊雄	日本電気株式会社 知的財産本部 主席主幹
池村 治	日本経済団体連合会 知的財産委員会 企画部会委員、味の素株式会社 理事 知的財産部長
岡村 久道	京都大学大学院 医学研究科 講師、弁護士
奥邨 弘司	慶應義塾大学大学院法務研究科 教授
杉村 純子	日本弁理士会 第4次産業革命対応ワーキンググループ 座長、プロメテ国際特許事務所 代表弁理士
竹市 博美	トヨタ自動車株式会社 東京技術部 主幹（知的財産部兼務）
西田 亮正	株式会社シップデータセンター 事務受託弁護士、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業
野口 祐子	グーグル合同会社 執行役員 法務部長、弁護士
春田 雄一	日本労働組合総連合会 経済政策局長
三好 豊	森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士
渡部 俊也	東京大学政策ビジョン研究センター 教授

(参考) 不正競争防止法の体系 (法律の全体構成)

法律の目的 (第1条)

不正競争の定義 (第2条)

国際約束に基づく禁止行為

① 周知な商品等表示の混同
惹起 (1号)

② 著名な商品等表示の冒用
(2号)

③ 他人の商品形態を模倣
した商品の提供
(3号)

④ 営業秘密の侵害
(4号・10号)

⑤ 限定提供データの
不正取得等
(11号・16号)

⑥ 技術的制限手段の効
果を妨げる装置等の
提供 (17号・18号)

⑦ ドメイン名の
不正取得等
(19号)

⑧ 商品・サービスの
原産地、品質等の
誤認惹起表示
(20号)

⑨ 信用毀損行為
(21号)

⑩ 代理人等の商標冒用
(22号)

1 外国国旗、紋章等の不正
使用
(16条)

2 国際機関の標章の
不正使用
(17条)

3 外国公務員等への
贈賄
(18条)

民事措置と刑事措置あり (①②③④⑥⑧)

民事措置のみ (⑤⑦⑨⑩)

刑事的措置のみ

措置の内容

民事的措置

- 差止請求権 (3条)
- 損害賠償請求権 (4条)
- 損害額・不正使用の推定等 (5条等)
- 書類提出命令 (7条)
- 営業秘密の民事訴訟上の保護 (10条等)
(秘密保持命令、訴訟記録の閲覧制限、非公開審理)
- 信用回復の措置 (14条)

刑事的措置 (刑事罰)

不正競争のうち、一定の行為を行った者に対して、以下の処罰を規定。

- 罰則 (21条)
 - ・ 営業秘密侵害罪：10年以下の懲役又は2000万円以下（海外使用等は3000万円以下）の罰金
 - ・ その他：5年以下の懲役又は500万円以下の罰金
- 法人両罰 (22条)
 - ・ 営業秘密侵害罪の一部：5億円（海外使用等は10億円）以下
 - ・ その他：3億円以下
- 国外での行為に対する処罰 (21条6項・7項・8項)
(営業秘密侵害罪、秘密保持命令違反、外国公務員贈賄罪)
- 営業秘密侵害行為による不当収益等の没収 (21条10項等)

刑事訴訟手続の特例 (第23条～第31条)

営業秘密の内容を保護するための刑事訴訟手続の特例（営業秘密の内容の言換え、公判期日外での尋問等）

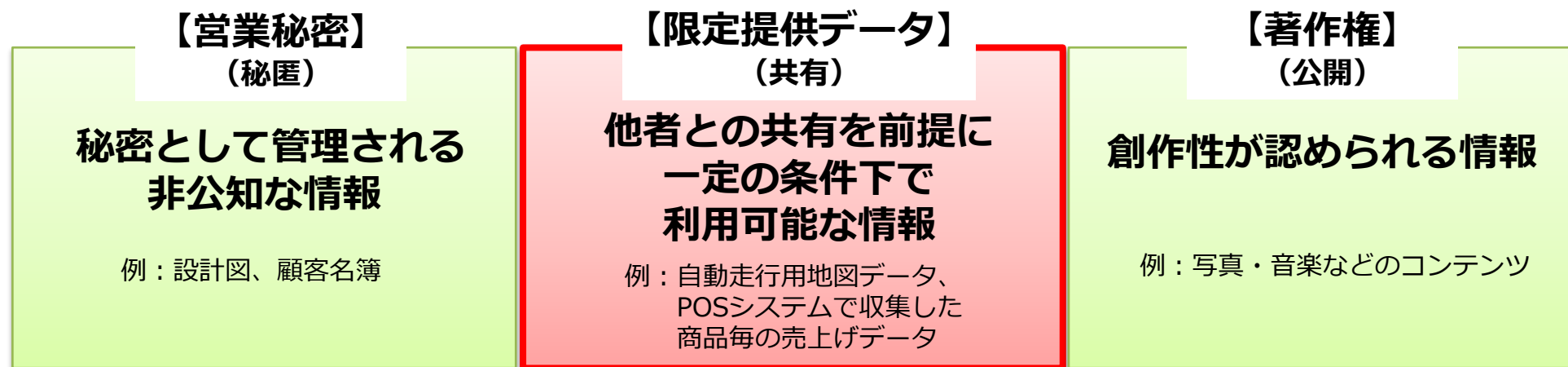
没収に関する手続等 (第32条～第40条)

第三者に属する財産の没収手続や、没収保全の手続、没収に係る国際共助手続等

価値あるデータの流通環境整備に向けた対応の考え方

- データは複製・提供が容易。不正な流通が生ずると被害は急速かつ広範囲に拡大するおそれ。
- 価値のあるデータであっても、①著作権法の対象とはならない、又は、②他者との共有を前提とし「営業秘密」には該当しない場合、その不正流通を差し止めることは困難。

■ 損害賠償請求権 + 差止請求権あり
■ H30年改正で措置した内容（従前は民法の不法行為に基づく損害賠償請求権のみ）



➡ 価値あるデータのうち、一定の要件を満たしたデータを「限定提供データ」とし、悪質性の高いデータの不正取得・使用等を不正競争防止法に基づく「不正競争」と位置づけることにより、救済措置として差止請求権等を設ける。

「限定提供データ」とは（指針）

第二条

7 この法律において「限定提供データ」とは、業として特定の者に提供する情報として電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によっては認識することができない方法をいう。次項において同じ。）により相当量蓄積され、及び管理されている技術上又は営業上の情報（秘密として管理されているものを除く。）をいう。

「業として特定の者に提供する」（限定提供性）

「業として」とは反復継続的に提供している場合（実際には提供していない場合であっても反復継続的に提供する意思が認められる場合も含む）をいう。「特定の者」とは一定の条件の下でデータ提供を受ける者を指す。

事例 「業として」：データ保有者が繰り返しデータ提供を行っている場合（各人に1回ずつ提供している場合も含む）
「特定の者」：会員制のデータベースの会員

「電磁的方法により相当量蓄積され」（相当蓄積性）

社会通念上、電磁的方法により蓄積されることによって価値を有すること。「相当量」は個々のデータの性質に応じて判断されるが、当該データが電磁的方法により蓄積されることで生み出される付加価値、利活用の可能性、取引価格、収集・解析に当たって投じられた労力・時間・費用等が勘案される。なお、管理するデータの一部であっても、収集・解析に当たって労力・時間・費用が投じられ、その一部について価値が生じている場合は、相当蓄積性に該当する。

事例 携帯電話の位置情報を全国エリアで蓄積している事業者が、特定エリア単位で抽出し販売している場合、その特定エリア分のデータ（電磁的方法により蓄積されることによって取引上の価値を有していると考えられる場合）。

「電磁的方法により管理され」（電磁的管理性）

特定の者に対してのみ提供するものとして管理する保有者の意思が、外部に対して明確化されていること。具体的には、ID・パスワードの設定等のアクセスを制限する技術が施されていること等が必要である。

事例 ID・パスワード、ICカードや特定の端末、トークン、生体認証によるアクセス制限。

※「限定提供データに関する指針」では、上記のほか「技術上又は営業上の情報」、「秘密として管理されているものを除く」についても解説を掲載。
※適用除外となる「無償のオープンデータと同一」の情報の範囲についても、具体例を掲載。

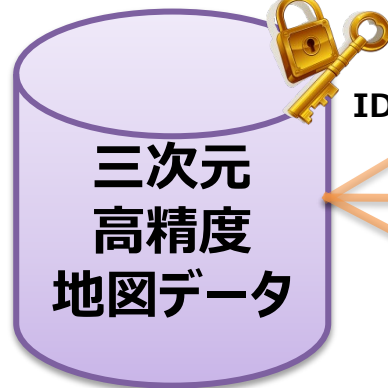
「限定提供データ」とは（イメージ）

- 主として、企業間で複数者に提供や共有されることで、新たな事業の創出につながったり、サービスや製品の付加価値を高めるなど、その利活用が期待されているデータ。

収集・分析・加工



- ・道路形状計測データ
- ・車線情報データ
- ・構造物情報データ 等



三次元
高精度
地図データ

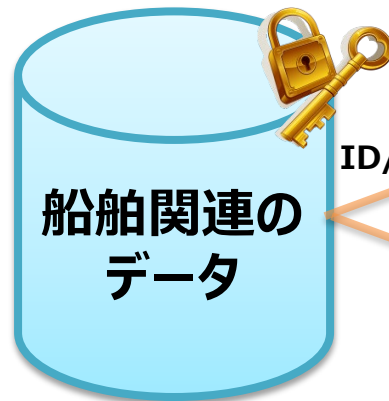
ID/パスワード管理

暗号化

専用回線



- ・船舶エンジン稼働データ
- ・船舶運行データ
- ・海上気象データ 等



船舶関連の
データ

ID/パスワード管理

暗号化等

利活用



自動車メーカー
：自動走行用



一般ユーザー
：自動走行（アップ
デートなど）



地方自治体等
：社会インフラ管理



運行管理会社
：オペレーション
システムの向上



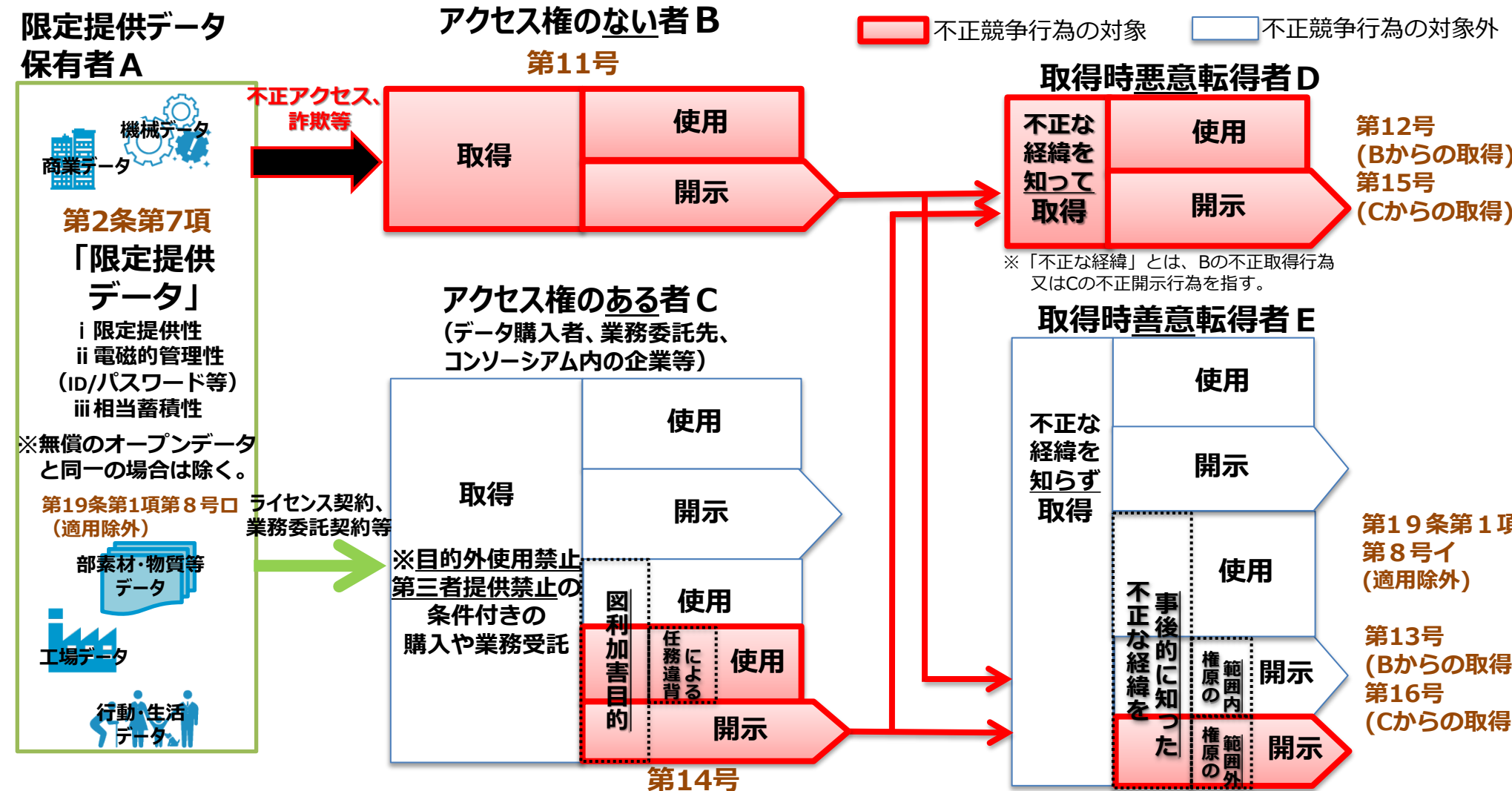
造船メーカー
：製品の改良

サービスや製品の価値向上
新たな事業の創出・

「限定提供データ」に係る不正取得・使用・開示の行為図

(第2条第1項第11号～16号、第2条第7項、第19条第1項第8号)

- 契約に基づく自由な取引を前提とし、通常の正当な事業活動を阻害しない範囲で、**悪質性の高い、不正取得・不正使用等**への救済措置として、**必要最小限の民事措置**（差止請求、損害賠償額の推定等）を導入。



※不正使用行為によって生じた物の取扱い
データの不正使用により生じた物（物品、A I 学習済みプログラム等）の譲渡等の行為は、**対象としない**。

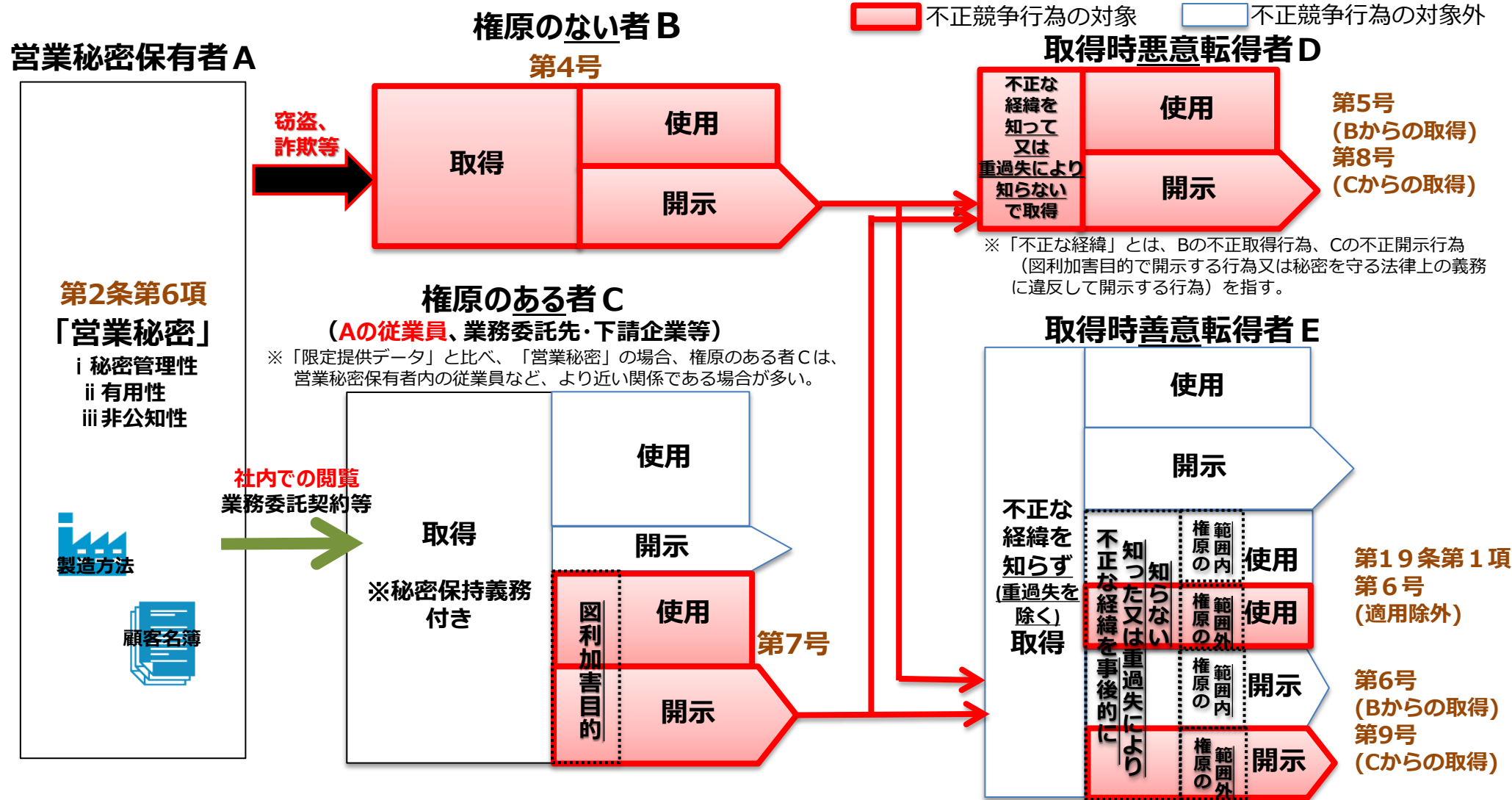
※「権原の範囲」とは、Eが取得に係るBやCとの契約等において、開示を許された範囲。

9

【参考】「営業秘密」に係る不正取得・使用・開示の行為図

(第2条第1項第4号～10号、第2条第6項、第19条第1項第6号)

- 営業秘密に対する不正利用・不正使用等への救済措置として、民事措置（差止請求、損害賠償額の推定等）を導入済。



※不正使用行為によって生じた物の取扱い
営業秘密の不正使用により生じた物の譲渡等も、対象とする。(第10号)

※「権原の範囲」とは、Eが取得に係るBやCとの契約等において、使用若しくは開示を許された範囲。

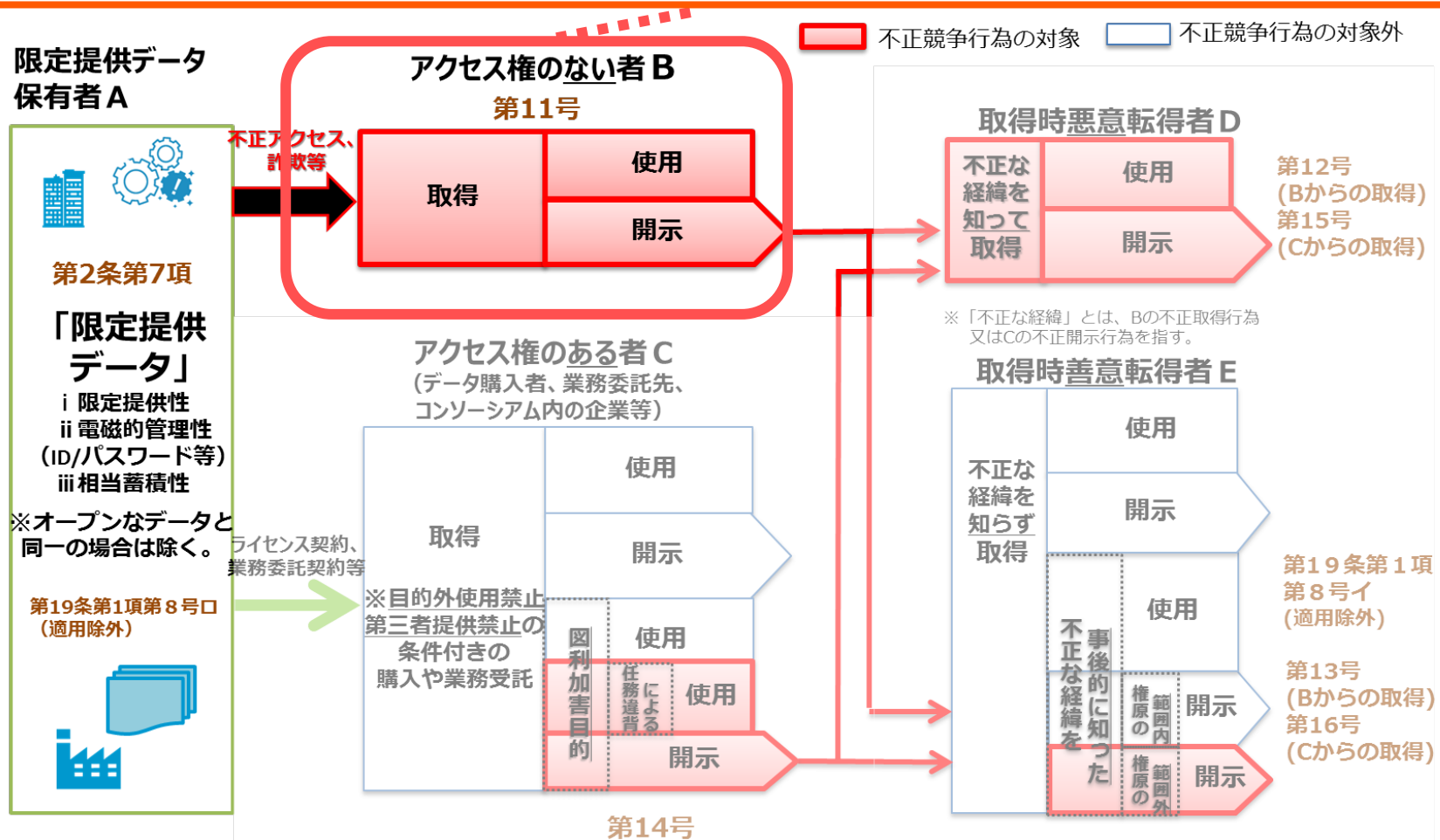
【参考】「営業秘密」と「限定提供データ」の客体と対象行為の比較

	営業秘密		限定提供データ
客体	要件	秘密管理性、有用性、非公知性	限定提供性、電磁的管理性、相当蓄積性
	除外規定	—	秘密として管理されているものを除く
		—	オープンなデータと同一のものを除く
外部者 (権原のない者)	窃取、詐欺等の不正な手段による取得行為		
	不正取得後の使用行為		
	不正取得後の開示行為		
正当取得者 (権原のある者)	—		
	不正な利益を得る目的または損害を加える目的(図利加害目的)での使用行為		図利加害目的かつ、管理に係る任務に違反する態様での使用行為
	図利加害目的での開示行為		
転得者 (取得時悪意)	不正な経緯について、知って(悪意) または重過失による取得行為		不正な経緯について、知って(悪意) による取得行為
	不正取得後の使用行為		
	不正取得後の開示行為		
転得者 (取得時善意)	—		
	不正な経緯を知った後、または重過失により知らなかった場合における、取引時の権原の範囲外の使用行為		—
	不正な経緯を知った後、または重過失により知らなかった場合における、取引時の権原の範囲外の開示行為		不正な経緯を知った後、取引時の権原の範囲外の開示行為
侵害品	営業秘密の不正使用により生じた物の譲渡行為		—

限定提供データに係る不正取得類型①（指針）

第二条 この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。

十一 窃取、詐欺、強迫その他の不正の手段により限定提供データを**取得**する行為（以下「限定提供データ不正取得行為」という。）又は限定提供データ不正取得行為により取得した限定提供データを**使用**し、若しくは**開示**する行為



※「権原の範囲」とは、Eが取得に係るBやCとの契約等において、開示を許された範囲。

限定提供データに係る不正取得類型②（指針）

「不正競争」においては「取得」、「使用」及び「開示」という行為が規定されており、本指針では「Ⅲ.『不正競争』の対象となる行為について（総論）」において以下の定義を解説している。

取得

データを自己の管理下に置くことをいい、データが記録されている媒体等を介して自己又は第三者がデータ自体を手に入れる行為や、データが記録されている媒体等の移動を伴わない形で、データを自己又は第三者が手に入れる行為が該当する。

事例 サーバに保存されているデータを自分のPCにコピーする行為

使用

データを用いる行為。なお、取得したデータを用いて得られる成果物（データを用いて開発された物品等）が取得したデータと実質的に同一と評価される場合を除き、当該成果物の使用等は不正競争とならない。

事例 取得したデータを用いてプログラムを作成する行為

開示

データを第三者が知ることができ
る状態に置くこと。実際に第三者が知ることまでは必要ない。

事例 第三者がアクセス可能なHP上に取得したデータをアップロードする行為

※「著しい信義則違反類型」及び「転得類型」においても、「取得」、「使用」、「開示」の定義は同様。

窃取、詐欺、強迫その他の不正の手段

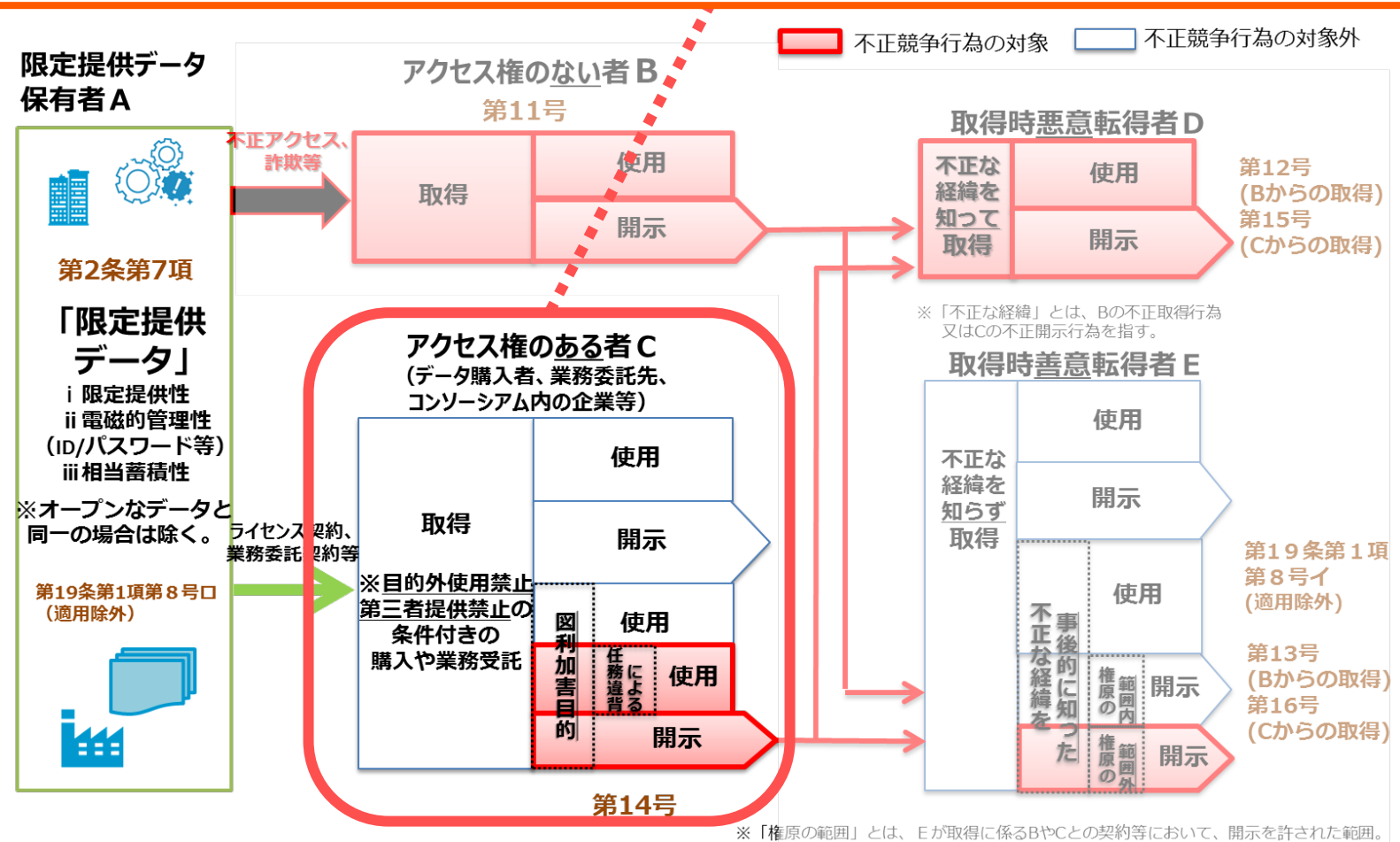
「窃取、詐欺、強迫その他の不正の手段」のうち、「窃取」、「詐欺」、「強迫」は、不正の手段の例示として挙げたものであり、「その他の不正の手段」とは、窃盗罪や詐欺罪等の刑罰法規に該当するような行為のみならず、社会通念上、これと同等の違法性を有すると判断される公序良俗に反する手段を用いる場合も含まれると考えられる。

※併せて、「窃取、詐欺、強迫その他の不正の手段」に該当／非該当する事例等についても掲載。
例）他社のパソコンにネットワークを介して無断で入り込んで操作し、パスワードを無効化してデータを取得する行為

限定提供データに係る著しい信義則違反類型①（指針）

第二条 この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。

十四 限定提供データを保有する事業者（以下「限定提供データ保有者」という。）からその限定提供データを示された場合において、不正の利益を得る目的で、又はその限定提供データ保有者に損害を加える目的で、その限定提供データを使用する行為（その限定提供データの管理に係る任務に違反して行うものに限る。）又は開示する行為



限定提供データに係る著しい信義則違反類型②（指針）

下記①②を満たす使用行為
下記①の要件を満たす開示行為



不正競争行為に該当

①「不正の利益を得る目的で、又はその限定提供データ保有者に損害を加える目的」（図利加害目的）

図利加害目的要件の該当性の判断に当たっては、当該使用又は開示行為が限定提供データ保有者から許されていないことが当事者双方にとって明らかであってそれを正当取得者が認識していることが前提となる。

【図利加害目的があると判断される場合】

以下 i、ii、iii に該当する場合

- i. 契約の内容等から当該態様で使用（開示）してはならない義務が当事者にとって明らかであり、それを認識しているにもかかわらず
- ii. 当該義務に反して、自己又は第三者の利益を得る目的又はデータ保有者に損害を与える目的をもって、取得したデータを使用又は開示する行為
- iii. ただし、正当な目的がある場合を除く

【図利加害目的がないと判断される場合】

- ◆ 第三者開示禁止等の義務の存在が、契約上明らかでない場合。
- ◆ 過失によって違反する場合。
- ◆ 限定提供データ保有者のために行う場合。
- ◆ 正当な目的がある場合（緊急的に行われる場合、法令に基づく場合、人命保護等公益上の理由がある場合）

②「その限定提供データの管理に係る任務に違反して行う」行為

「限定提供データの管理に係る任務」とは、単なるデータに関する契約に止まらず、限定提供データ保有者のためにする任務があると認められること。具体的には当事者間で保有者のためにするという委託信任関係がある場合をいう。

【管理に係る任務があると判断される場合】

- ◆ 限定提供データ保有者から委託を受けて、限定提供データを用いて分析を行う場合。

限定提供データに係る転得類型②（指針）

「限定提供データ不正取得行為が介在したことを知って」（＝「悪意」）

「悪意」であるというためには、下記(a) (b)の両者を認識していることが必要。

(a) 限定提供データ不正取得行為又は限定提供データ不正開示行為の存在を認識している

+

(b) 限定提供データ不正取得行為又は限定提供データ不正開示行為が行われたデータと転得したデータとが同一であることを認識している

(例)

- ◆データの正当取得者に対し、転得者が金品を贈与する見返りに不正なデータ提供を依頼した場合
- ◆データ保有者から、不正行為が存在したことが明らかな根拠を伴った警告書を受領した場合

(例)

- ◆電子透かし等のトレーサビリティに基づく検証の結果により、データが同一である旨が確認された場合
- ◆データ保有者から、データが同一であることが明らかな根拠を伴った警告書を受領した場合

※不正行為の介在等についてその真偽が不明であるにとどまる状態は「悪意」とはいえない。

※不正の経緯の有無の確認等の注意義務や調査義務を転得者に課していないことを明記。

「権原の範囲内」

限定提供データを取得した際の取引（売買、ライセンス等）において定められた条件（開示の期間、目的、態様に関するもの）の範囲内という意味。形式的に契約期間が終了するものの、契約関係の継続が合理的に期待される契約の場合、継続された契約は「権原の範囲内」と考えられる。

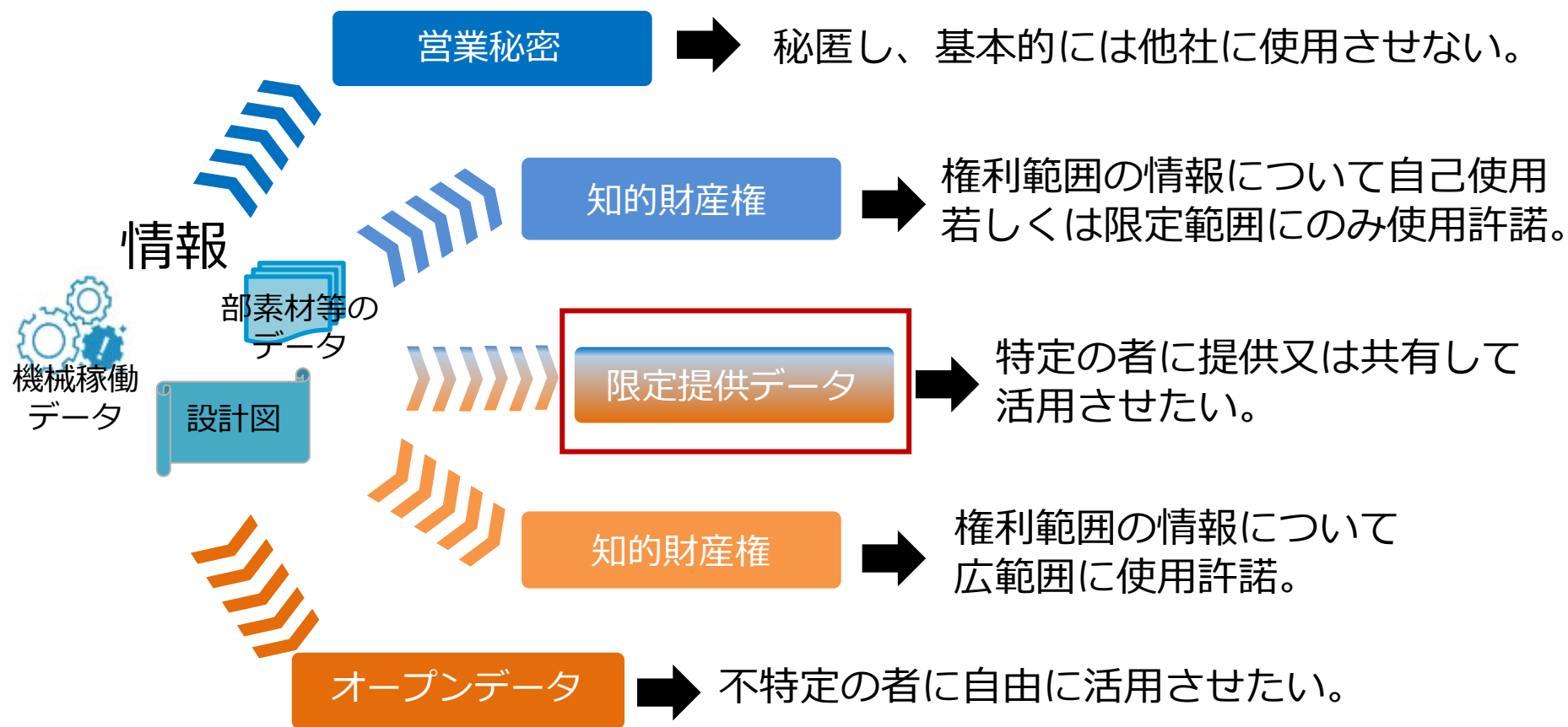
事例

自動更新契約を締結し、悪意に転じた後に自動更新を行い、更新後に悪意に転じる前に取得したデータを第三者提供する場合

【参考】 企業が保有する情報の活用戦略と法的保護

- 企業が保有する情報には、独占する（他社に使わせない）ことで差別化を図るもの（独占領域）、他社と共有することでその価値を高めていくもの（協調領域）が考えられる。
- データ共有（提供）の動機として、「対価を得たい」、「他社の情報がほしい」、「スキルのシェアリングにつなげたい」、「業界共通の課題を解決したい」等が考えられる。

↑ 独占領域：他社には使わせたくない



↓ 協調領域：他社に使わせたい